

『業種別アカウンティング・シリーズ 10 レジャー産業の会計実務』につきまして、誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

以下のとおり、下線の箇所を訂正します。

Page	位置	正	誤
P135	6行目～7行目	また、現地(海外)での宿泊代・飲食代等については、 <u>不課税取引</u> となっている。	また、現地(海外)での宿泊代・飲食代等については、 <u>非課税取引</u> となっている。
P135	図表 2-1-27 消費税等の取扱い		

